

栄養改善チーム活動とその成果について

健康推進課 金井奈央子・高橋美穂・星裕子・○渡部順子

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、津波による家屋の流出などで、多数の被災者が避難所での長期間の生活を余儀なくされた。

従来の災害でも発災直後は、備蓄食品（乾パンやα米等）や調達したおにぎりやパンなどが中心に提供されていたが、その後は比較的早期に炊き出しや弁当の調達などにより、徐々に通常の食事が提供できる状態に戻っていた。しかし、今回の災害では、行政庁舎等の壊滅的な被害、交通網の遮断、ガソリン不足等の要因も重なり、通常の食事の提供までかなりの時間を要し、災害時の被災者の栄養管理について大きな課題を残した。

今回の発表は、避難所等の食事内容の改善のために活動した「栄養改善チーム活動」の成果や課題を検討し、今後の災害時の栄養改善活動に向けて検討すべき事項などをまとめたものである。

2 活動の概要

(1) 地震発生直後（3月中）の活動の状況

この時期、県庁及び保健所栄養士は、栄養補助食品（濃厚流動食やとろみ剤、ビタミン剤等）の調達、避難所で特別な食事の配慮が必要な人の把握や対応、特定給食施設に対する支援（栄養補助食品の調達支援等）などを中心に活動していた。沿岸部では、保健所自体も被災しており、配送拠点や配送ルートが確保できない等の理由から、内陸部の保健所を拠点として物資を配布する等の対応を行った。内陸部でも、流通の滞り等により、特定給食施設が物資不足になるなどの課題が生じていた。また、市町村栄養士も、避難所の救護活動に従事するなどして、被災者全体の栄養管理を行う体制がとれないケースもあった。活動を通じて確認できた避難所等での食事状況は、1日3食提供できない、炭水化物主体の食事等様々な課題を抱えていた。

(2) 4月以降の活動の状況

被災地での活動などを通じて、避難所等で提供されている食事提供体制自体を見直す必要があるとの考えから、下記の活動をスタートさせた。

①健康推進課栄養改善チームの発足

健康推進課では、3名の管理栄養士が2班に分

かれて配属されていた。発災後は、3名で必要な対応などを相談しながら、必要な対応を各班長に相談し、実施するという形をとっていたが、チーム発足後は、食育推進班長をリーダーに、3名の管理栄養士が1つのチームと位置付けられ、指揮系統の一本化が図られた。

②被災者への栄養・食生活支援活動要領の作成

各地区の食事提供上の課題把握と、解決のための活動を適切に行うため、沿岸部保健所を重点保健所、内陸部を応援保健所とし、重点保健所を応援保健所がカウンターパート方式で支援するという体制をつくった。また、各地区で行う活動内容について例示し、市町村栄養士を「栄養改善チーム」の一員として参画するよう要請したことで、各地区で市町村栄養士を巻きこんでの食事提供体制の改善活動がスタートした。

③避難所における食事状況調査の実施

避難所の食事提供状況等の課題を明らかにするため、県内避難所を対象に調査を実施した。

方法：避難所を巡回し、調査員が聞き取り調査
対象：沿岸市町村全避難所（6月以降は抽出）
時期：4月～10月（毎月1回）
内容：避難所で提供した食事内容、食事の提供方法、衛生管理、栄養情報提供情報等

図1 調査の概要

初回調査結果では、エネルギーは約9割、蛋白質は約8割以上の避難所で不足という状態だったが、各地区において炊き出し献立の改善、炊き出し拠点の整備支援、栄養強化食品の活用や弁当調達の推進などを行った結果、調査の回数を重ねると、栄養不足の避難所は減少していった。

エネルギーの分布状況

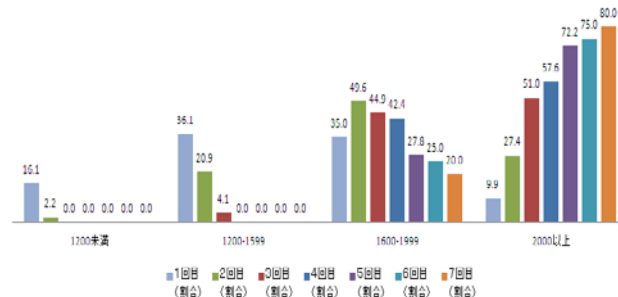


図2 エネルギーの分布状況

④「避難所の食事提供に係る栄養管理の適正な実施について」の通知

調査結果を踏まえ、避難所における食事提供の目標量、留意点等を各市町村に示し、避難所で目指すべき食事のあり方について明示した。

通知では、栄養管理の目標として、従来特定給食施設等が実施することとされている健康増進法第9条を準用することとし、被災者の健康増進に食事が寄与すべきものであることを示した。また、食事提供の目安として、食事回数は1日3回とすること、目標栄養量としては、国から新たに示された当面目指すべき栄養量を示した他、献立作成や食事提供の留意点などについても示した。

これらにより、避難所の食事提供の目指すべき姿の共有化が図られ、改善に向けた活動が進んだ。

献立作成の留意点

- ・主食、主菜、副菜がそろったものとする
- ・食事提供の留意点
- ・食事提供責任者の設置
- ・食事提供対象者の状況把握と個別対応実施
- ・食事提供体制（人員、設備等）の確保
- ・食事の衛生管理
- ・食の自立化に向けて

図3 献立作成・食事提供の留意点の詳細

3 活動の成果

①災害時の栄養士活動の明確化

活動要領の作成等により、今回の災害で栄養士が行う活動が明示され、市町村栄養士に対しても、栄養改善チームとしての活動を促すことで、各地域での食事内容の改善が推進された。

②重点活動地域での活動強化

被害の大きい沿岸部を支援する応援保健所を決めたことで、支援地域や業務の分担などが行われ、支援を必要としている市町村への支援が手厚く行えたこと、他、応援保健所とともに活動の方針などを検討する体制がとれ、重点活動地域での活動の強化が図られた。

③栄養課題の明確化

避難所の食事状況を栄養素レベルで評価したことで、被災者の栄養状態の推定や、確保すべき食料の内容や量のある程度明確にすることができた。また、食料調達部署へ働きかける際にも、それらの数値を根拠にすることができた。

4 今後の課題

①被災者栄養管理を栄養士が行う体制づくり

今回の災害では、炭水化物中心の食事調達が長期間続く等、適切な食事提供が行えるまで長い時間を要した。これらについては、色々な要因はあるものの、調達する食料の内容を検討する際、何らかの形で栄養士が関与できる体制がとれるよう、災害時における行政栄養士の役割を整理した上で、活動マニュアルの整備や、各自治体防災計画の中でも栄養士活動を位置づけていくことが必要と思われる。

②避難所で提供される食事のあり方の検討

炭水化物主体からある程度栄養バランスが考慮された食料調達が早期に行われるよう、平時から、備蓄食品や、食料調達ルートや調達食料の内容について検討し、防災計画等に盛り込まれるよう、検討することが必要と思われる。

③食事状況把握のための調査方法の検討

今回避難所で行った調査方法は、集計の労力が大きいこと、ある程度の調査スキルがないと調査精度が適切に保てないこと等の課題が残った。今後は、食事の提供状況を市町村などにより早く還元できるよう、簡便な調査・集計方法を検討していく必要がある。また、調査項目も、より早期に確認すべきもの、ある程度時間が経過してから把握すべきもの等、項目の精査などを行い、必要最低限の項目で、必要な情報を得られる調査内容などを検討していく必要がある。

④派遣者やボランティアの有効活用の検討

今回、初の行政管理栄養士の公的派遣が行われた他、栄養士会等を通じてボランティアなど多数の支援者が各地域で栄養改善活動に携わった。

ただし、派遣者が希望した地域に派遣されないミスマッチの事例、派遣者をうまくコーディネートできず有効活用できなかった事例、行政の管理栄養士は、保健師等と1チームで派遣されており、栄養改善チームに同行しての活動に制約があった事例など様々な課題が残された。

災害時に行うべき活動は多岐にわたり、それに従事する地元のスタッフも疲弊している状態であることから、派遣された支援者を有効に活用できるよう、活動内容の検討や派遣のルール等についての整理・検討が必要と思われる。